

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例（案）」に係るパブリック・ コメントの実施について

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」の改正内容について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント実施要綱）に基づき、広く県民の意見を求めるため、パブリック・コメントを実施する。

1 改正の趣旨

住民基本台帳法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用すること等により、県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、関係条例の一部改正を行う。

※本人確認情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報

2 改正の概要

知事は、次の事務を遂行する場合について、本人確認情報を利用又は提供できることとする。

(1) 本人確認情報を利用する事務

- ① 岡山県吏員恩給条例による年金である給付の支給に関する事務
- ② 地方税法に基づく県税等の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務
- ③ 岡山県心身障害者扶養共済制度条例に基づく加入者等に係る届出等に関する事務

(2) 本人確認情報を教育委員会に対して提供する事務

勉学への意欲がありながら、経済的理由により学校教育法に基づく高等学校等での修学が困難な者に対する修学に必要な資金の貸与に係る債権の管理に関する事務

3 パブリック・コメント実施概要

(1) 募集方法 県ホームページに公開するほか、県民局、地域事務所等に備え付ける。

(2) 募集期間 平成22年11月18日（木）～平成22年12月17日（金）

4 今後の主なスケジュール（予定）

平成23年2月 県議会へ条例改正提案
4月 改正条例施行